

藤枝市ジョブコーチ育成奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、障害者が個々に持つ能力を発揮して生き活きと活躍する場を創出するため、ジョブコーチの育成に取り組み、障害者の雇用の安定と質の向上を図る事業所に藤枝市ジョブコーチ育成奨励金（以下「育成奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ジョブコーチ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第20条第3号に規定する職場適応援助者をいう。
- (2) ジョブコーチ研修 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2の3第3項に規定する研修をいう。
- (3) 中小企業 市内に本社、本店又は主たる事業所を有するものであって、次に掲げるア、イ及びウのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条の2に規定する協業組合

(交付対象者)

第3条 育成奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業事業主とする。

- (1)雇用する従業員を、ジョブコーチ研修に業務として参加させたもの。
- (2)ジョブコーチを配置し、障害者の雇用の安定と質の向上を図るもの

(奨励金の額)

第4条 育成奨励金の額は、研修を受講させた日数1日当たり8,000円とする。

(交付の申請)

第5条 育成奨励金の交付を受けようとする中小企業事業主（以下「申請者」と

いう。)は、従業員が受講したジョブコーチ研修の修了日の属する月の翌月中に、次に掲げる書類を添えて奨励金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) ジョブコーチ研修を受講したことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、育成奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(請求)

第7条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第4号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

藤枝市ジョブコーチ育成奨励金交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

申請者名称

代表者



藤枝市ジョブコーチ育成奨励金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 雇用主（事業所）について

名称			
所在地			
電話番号			
常用雇用者数		うち、障害者雇用数	
事業内容			

2 ジョブコーチ研修を受ける従業員について

氏名		役職等	
----	--	-----	--

3 ジョブコーチ研修について

研修日程	
研修会場	
研修実施主体	

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長



藤枝市ジョブコーチ育成奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市ジョブコーチ育成奨励金
について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

第 4 号様式（第 7 条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた
ジョブコーチ育成奨励金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 様

住 所
(所在地)
(団体名)
氏 名
(代表者名)

口座振込先金融機関名

支 店 名

口座種別

口座番号

口座名義